

島根県幸

平成25年11月29日 (金)

第 2,551 号 (毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

(企業局総務課)

目 次

【規 則】

平成25年5月31日付け島根県報号外第98号中

島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(人	事	課)	2
【告 示】				
青少年に販売等してはならない図書類	(青少	年家	庭課)	2
平成25年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(食料	安全推	進課)	3
解除予定保安林	(森 ホ	木整质	崩 課)	3
保安林の指定	(")	3
保安林の指定施業要件の変更	(")	4
公有水面埋立ての竣功認可	(漁港	漁場整	備課)	4
【公告】				
次期税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務に係る提案競技の実施	(税	務	課)	5
認定特定非営利活動法人の認定	(環境	生活総	務課)	10
【正善誤】				
平成25年10月25日付け島根県報第2,541号中	(森 ホ	木整质	前 課)	11

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第77号)

1 規則の概要

県央県土整備事務所土木工務部土木工務第二課に「災害工務係」を、浜田県土整備事務所土木工務部に「災害工務 課」を設置することとした。(第64条関係)

2 施行期日

平成25年12月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第77号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第64条第2項の表県央県土整備事務所の部土木工務部の項中「土木工務第二係」の次に「、災害工務係」を加え、同表

浜田県土整備事務所の部土木工務部の項中

土木工務第四課 土木工務第四係 を

 土木工務第四課
 土木工務第四係

 災害工務課
 に改める。

附則中第36項を第37項とし、第5項から第35項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第64条第2項の表に掲げる課又はスタッフのうち浜田県土整備事務所土木工務部災害工務課及び同表に掲げる係のうち県央県土整備事務所土木工務部土木工務第二課災害工務係は、平成29年3月31日まで置かれるものとする。

附則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

告示

島根県告示第781号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16019	雑誌	図解アリエナイ理科ノ教科書 改訂版	㈱三才ブックス	青少年の性的感情を著し
16020	雑誌	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅡB	IJ.	く刺激し、粗暴性を著しく
16021	雑誌	実録悪い人 世の中に潜む最凶なる極悪集団	㈱コアマガジン	助長し、又は残虐性を助長

16022	書籍	世界残虐処刑史	㈱双葉社	し、その健全な育成を阻害
16023	雑誌	みこすり半劇場 12月号	㈱ぶんか社	するおそれがある。
16024	雑誌	別冊週漫スペシャル 12月号	㈱芳文社	
16025	雑誌	月刊劇漫スペシャル 12月号	㈱竹書房	
16026	雑誌	現役女子大生のふしだら純愛事情	"	
16027	雑誌	激写!誰にも言えない痴態勤務	"	
16028	雑誌	mini Berry Vol. 11	㈱秋水社	
16029	雑誌	恋愛白書パステル 12月号	㈱宙出版	

島根県告示第782号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号の規定による平成25年度地方の臨時種畜検査に合格した 種畜は、次のとおりである。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前(登録・登記番号)	品 種	検査成績
10246282178	旬(全和黒原5685)	肉用牛	2級
		黒毛和種	

島根県告示第783号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所 江津市二宮町神主1820-25
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

島根県告示第784号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所安来市広瀬町宇波797-1、2147-3
- 2 指定の目的土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第785号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 安来市広瀬町梶福富1957から1959まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第786号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、 同条第2項の規定により告示する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 竣功認可の年月日
 - 平成25年10月11日
- 2 竣功認可を受けた者
 - 松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
 - (1) 位置

松江市鹿島町御津字岩ガラ351番2及び同360番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 御的山四等三角点(北緯35度32分13秒9544、東経133度02分47秒9249)から276度27分13秒、1,833.37メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から304度53分51秒、20.02メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から214度58分43秒、10.47メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から124度55分29秒、10.09メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から124度42分39秒、9.77メートルの地点
- (3) 面積

208.70平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成24年8月1日 指令漁第163号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び松江市役所

公

次期税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称

次期税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務

(2) 仕様

次期税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務提案競技に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

- (3) 期間
 - ア 次期税務総合オンラインシステム開発期間

契約の日から平成28年7月18日まで

イ 次期税務課システム維持管理期間

平成28年7月19日から平成38年6月30日まで

- (4) 提案価格の上限額
 - ア 次期税務総合オンラインシステム開発費 (運用開始後10年間の分割支払い) 714,286,000円 (消費税及び地方 消費税相当額を含まない。)

各年度上限額 平成28年度 53,569,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

平成29年度から平成37年度まで 71,429,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

平成38年度 17,856,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

イ 次期税務課システム維持管理費 (平成28年度から平成38年度までの10年分) 388,000,000円 (消費税及び地方 消費税相当額を含まない。) 各年度上限額 平成28年度 29,100,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

平成29年度から37年度まで 38,800,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

平成38年度 9,700,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

ウ 総額(ア+イ):1,102,286,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たした者であって、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 単独企業・法人の資格要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
 - ウ 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
 - エ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
 - オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日 においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手 続開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。
 - キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。
 - ク 国、都道府県又は市町村において、税務システムの開発業務又は税務サービスの提供業務を過去に受注した実績 を有する者であること(共同企業体の代表者としての実績を含む。)。
- (2) 共同企業体の資格要件
 - ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (ア) 目的
 - (4) 企業体の名称
 - (ウ) 構成員の住所及び名称
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資の割合
 - (キ) 構成員の責任
 - (2) 取引金融機関
 - (ケ) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (サ) 欠損金の負担の割合
 - (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (t) 解散後の瑕疵担保責任
 - (ツ) その他必要な事項
 - イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

- ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。
- エ 共同企業体の代表者は、(1)のクに該当すること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 提案競技説明に関する事項
 - (1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続
 - ア 配布期間

平成25年11月29日(金)から同年12月18日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 配布場所

松江市殿町1番地(島根県庁舎1階) 島根県総務部税務課 電算開発グループ

ウ配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

なお、現行業務・現行システム調査書等は提案競技説明書の添付書類とする。

(2) 提案競技説明会

ア 日時

平成25年12月5日(木)午前10時から

イ 場所

松江市殿町1 島根県庁会議棟 第2会議室

- 4 提案競技に係る質問書について
 - (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とするが、その場合、題名を「次期システム提案競技質問(企業名)」とすること。)。
 - (2) 提出先は、11と同じとする。
 - (3) 提出期限は、平成25年12月13日(金)午後5時までとする。
 - (4) 質問に対する回答は、平成25年12月20日(金)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項
 - (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 提案競技参加資格確認申請書 1部
- イ 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。)
- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、写しの提出で可とする。)
- エ 財務諸表 (決算報告書) (共同企業体の場合は、構成員全ての財務諸表 (決算報告書)) 1部
- オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者 は、提出を要しない。)
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録 業者は、提出を要しない。)
- キ 共同企業体協定書の写し 1部(共同企業体の場合のみ)
- ク 担当者届 1部

ケ 受注実績届 1部(契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。)

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年12月18日 (水) 午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、平成25年12月25日(水)までに発送する。

6 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の内容及び部数

ア 内容

提案競技説明書による。

- イ 種類及び部数
 - (7) 提案書等提出書 1部
 - (4) 見積書 1部
 - (ウ) 提案書 7部 (バインダー等により加除可能な形式で綴じたもの)
 - (エ) 提案書を電子データで出力したCD-ROM等 1枚 (Microsoft Office2010 (Word、Excel又は PowerPoint) で扱える形式又はPDFとすること)
- (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先
 - ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年1月14日(火)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

11に同じ。

7 選定方法

(1) 選定の体制

ア 次期税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、事務局において仕様書の 要求する水準を満たしているか等を書面審査し、仕様書の要件を明らかに満たさない提案については失格とする。 必要に応じて事務局によるヒアリングを実施する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査委員において審査 する。

ウ 最優秀提案者の決定

第2次審査の審査結果を集計して技術点を付与し、これに見積額を点数化した価格点を加えた総合点が最も高い 者を最優秀提案者とする。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象 とする。

イ 提案内容については、別途定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により算出する。

なお、提案競技説明書に定める事項が守られなかったことにより、公平で円滑な審査に影響が生じる項目に該当 した場合、減点する。

- ウ 総合点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会において当該者の中から最優秀提案者を決定する。
- (4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、平成26年1月下旬頃までに発送する。

(5) 第2次審査 (プレゼンテーション) の実施 平成26年2月中旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

(5)の実施後、最優秀提案者を契約予定者とし、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

契約予定者の提案内容を加えた仕様とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

- 10 その他の留意事項
 - (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
 - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案者は島根県に対して、島根県が本提案競技又は本契約の締結等、本業務に係る利用に必要な範囲で、提出書類に係る著作権法に基づく利用を無償で許諾すること及び当該利用に関し著作者人格権を行使しないことに合意するものとする。
 - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
 - (5) 提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担と する。
 - (7) 平成25年度11月 (第443回) 島根県議会による予算議決が得られない場合には、契約を行わないことがある。
- 11 提案競技に関する問合せ先及び書類提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部税務課 電算開発グループ

電話 0852-22-6033

FAX 0852-22-6038

電子メール zeimu@pref. shimane. lg. jp

- 12 Summary
 - (1) Proposed Bidding Item: Development of future comprehensive tax online system and subsequent maintenance operations
 - (2) Proposed Submission Deadline: Submission is to be by 5 PM on 14 January, 2014 (Tuesday). If posted, it must be sent by registered mail and arrive by 5 PM on the 14th on January, 2014
 - (3) Proposed Enquiry Address (Submission Address) for Bidding:

Zip Code 690-8501

Electronic Development Group, Taxation Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government

1-Banchi, Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, JAPAN

Telephone No.: 0852-22-6033

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 認定特定非営利活動法人の名称
 - 特定非営利活動法人緑と水の連絡会議
- 2 代表者の氏名

高橋 泰子

- 3 主たる事務所の所在地
 - 島根県大田市大田町大田イ376番地1
- 4 認定の有効期間

平成25年12月1日から平成30年11月30日まで

正誤

平成25年10月25日付け島根県報第2,541号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

 ページ
 箇所
 誤
 正

 2
 島根県告示第698号中
 スキー場用地とするため
 指定理由の消滅

平成25年5月31日付け島根県報号外第98号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
13	第17表中	33, 386	33, 387
19	第24表中	長期貸付金返還金	投資回収金